

平成30年5月備前市農業委員会総会議事録

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 局 長 あ い さ つ
4. 署 名 委 員
8番 三浦 仁志 委員 9番 藤澤 健太郎 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては、議案第5号から議案第7号についてと報告第4号から報告第5号について及び協議事項についてということで議事を進行してまいります。ご協力よろしく申し上げます。

それから、今、事務局から、この1枚物があると思えますけれども、議案第5号の差しかえということで、備考のところの名前がとじられとるほうではなかったということで、そのように扱いをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

早速その差しかえをごらんください。

議案第5号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30-5、瀧川委員、説明願います。

○瀧川委員

それでは、12番の瀧川が30-5について説明いたします。

土地の所在地、吉永町南方竹ノ鼻1027番地-1、それから1027番地-2。登記地目、現況地目、いずれも田です。758㎡と813㎡、2筆になっております。譲受人、吉永町南方●●●●、●●●●さん、●●歳、農業。譲渡人、赤磐市桜が丘西■■■■、■■■■。

この2人はいとはんこ同士になります。■■■■さんのお父さんのほうにちょっと聞きますと、子供に譲ろうと思うんだけど、2人おるんかな、要らないと言われるんで、めいに当たる●●●●さんに譲るということでございます。それから、譲り受け理由、譲り渡し理由、増反による、耕作不便。耕作面積2,721㎡、耕作者の家族数2名。

図面は、1ページの上に金剛川が通つとんですが、それから吉永から穂浪へ向けて県道の吉永停留所、穂浪線だと思えますけど、穂浪線、これからちょっと入り込んだところに2枚があります。1枚になっております。ということで、現在は下請で▲▲▲▲さんという人が稲作をしております。

状況としましては以上でございます。ご検討の上、ご承認をよろしくをお願いいたします。

○石原会長

それじゃあ、事務局のほうから調査書の説明を願います。

○事務局

議案第5号、受け付け番号5番、所有権移転でございます。

譲受人、●●●●、譲渡人、■■■■でございます。詳細は、そこに書いておりでございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、30-5につきまして、皆様方からご意見、ご質問頂戴いたします。

○草加委員

譲受人のご家族ですけど、ちょっと詳しくわかるんなら教えていただきたいと思います。

○瀧川委員

家族ですか。

○石原会長

はい、家族の内訳。

○瀧川委員

家族は、子供はおりますけども、現在住んでいるのはご主人とそれから●●●●さんと2人でございます。

○草加委員

ご夫婦ですな。

○瀧川委員

はい。

○石原会長

よろしいでしょうか、草加委員。

○草加委員

はい。

○石原会長

そのほかございませんか。

ないようでしたら私のほうから。瀧川さん、現況は今▲▲▲▲さんという方がおつくりになられているっておっしゃられましたけど、武元さんが取得後はどのようなことになるんですか。引き続きこの▲▲▲▲さんがおつくりになられるということですか。

○瀧川委員

引き継いでつくると言っとります。

○石原会長

ああ、そうですか。はい、わかりました。

そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようでしたら、農業委員さんのご判断を願います。

30-5について、許可相当とする委員さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。それでは、許可といたします。

○瀧川委員

ありがとうございました。

○石原会長

30-6 に参ります。

金本委員、説明願います。

○金本委員

それでは、30-6 について、11番金本が説明をさせていただきます。

土地の所在地、吉永町神根本原390番地。登記地目、現況地目、田、田。面積3,302㎡。譲受人、吉永町吉永中●●●●、●●●●、●●歳、農業。譲渡人、吉永町神根本■■■■、■■■■、■■歳。譲り受け理由、譲り渡し理由、増反による、労力不足。譲受人、耕作面積823。家族数2名、うち耕作者1名でございます。

●●●●さん、それから■■■■さんは、いとお互に当たります。■■■■さん、この方はひとり暮らしで農業は今現在▲▲▲▲さんに田としてつくっていただいております。この中で、もうこれから先、■■■■さんは農業をやっていくという当ては全然ありませんということで、もううちの辺では種まき等が済んでますので、ことし一年は▲▲▲▲さんにつくっていただくということでお話ができております。

地図ですが、2ページをお開きください。

県道吉永下徳久線、桂スチールの約150mから200m上流になります。県道べりでございます。これは圃場整備をして1枚の田ということになっております。そういうことで、この譲渡の問題が出ております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局説明願います。

○事務局

議案第5号、受け付け番号6番、所有権移転でございます。

譲受人、●●●●、譲渡人、■■■■。詳細は、そこへ記載しているとおりでございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えております。

以上でございます。

○石原会長

それでは、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。30-6につきまして。

金本さん、じゃあ、▲▲▲▲さんが1年限定でおつくりになられて、本年は、その後、●●●●さんがつくられるということですね。

○金本委員

つくられる予定ということです。

○石原会長

はい、わかりました。

何かほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断を願います。

30-6 について、許可相当とする農業委員さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長
全員ですね。

○金本委員
ありがとうございました。

○石原会長
30-7に参ります。
杉山委員、説明願います。

○杉山委員
それでは、17番の杉山が30-7についてご説明いたします。
土地の所在地は、吉永町吉永中丁通781-1。地目は、登記、現況とも田となっております。
面積は822㎡です。譲受人は、吉永町吉永中●●●●、●●●●、●●歳のように。譲渡人は、吉永町吉永中■●●■、■●●■、■●歳で農業です。申請地の農地は●●●●さんの田んぼに隣接しております。譲り受け理由は増反であり、譲り渡し理由は労力不足ということでございます。所有地は、現在耕作している面積が823㎡となっており、譲り受け地の822㎡とそれから先ほどの30-6で所有する3,302㎡と合わせますと4,947㎡となり、下限面積の2,000㎡以上となります。耕作者は夫婦の2人でございます。
図面の3ページをお開きください。
申請地は、山陽本線の吉永駅から北へ約150mぐらいのところにあります。申請地の東側の土地が●●●●さんの田となっております。
以上でございます。意見はございません。
以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

○石原会長
それじゃあ、事務局のほうから調査書の説明願います。

○事務局
議案第5号、受け付け番号7番、所有権移転でございます。
譲受人、●●●●、譲渡人、■●●■。詳細は、そこに記載しているとおりでございます。
農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えております。
以上でございます。

○石原会長
それでは、30-7について、また皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。
特にないようですね。

(「なし」の声あり)

○石原会長
ないようですので、ご判断願います。
30-7について、許可相当とする農業委員さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

○杉山委員

どうもありがとうございました。

○石原会長

30-8に参ります。

田中委員、説明願います。

○田中委員

30-8番、18番田中が説明いたします。

土地の所在地、閑谷宮ノ前173-1です。それから、閑谷宮ノ前の188-1です。登記地目、田、現況地目、田です。227㎡と942㎡です。譲受人は、閑谷●●●●、●●●●さん、●●●●歳、農業です。譲渡人、東片上■■■■の■■■■さんです。■■歳、無職。譲り受け理由が増反による、譲り渡し理由、労力不足です。それから、耕作面積は941、家族数は2です。

それで、地図の4ページを見てください。

県道穂浪吉永線を東へ少し入った位置です。●●●●さんの家の裏の田んぼと南の田んぼがこの2枚です。

以上です。簡単でございますが、審議よろしく願います。

○石原会長

それでは、30-8について事務局、説明願います。

○事務局

議案第5号、受け付け番号8番、所有権移転でございます。

譲受人、●●●●、譲渡人、■■■■。詳細は、そこへ記載されているとおりでございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えております。

以上でございます。

○石原会長

それでは、30-8について、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

ありますか。

○亀井委員

農機具なんかありますか。

○田中委員

聞くとところではトラクターが1台とか。

○石原会長

トラクターは所有していらっしゃる。

○田中委員

はい。

○石原会長

田中さん、この土地の取得後の理由もというんか、姿も水稻栽培されるんですか。

○田中委員

いや、畑にしようかと言われました。

○石原会長

あっ、そうですか。畑利用でね。

○田中委員

もう50年前から借りてつくつとるというようなことでした。

○石原会長

ああ、そうですか。

○田中委員

それで、ここではっきりしたいということで。

○石原会長

はい、わかりました。

○石原会長

そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようですので、ご判断願います。

30-8について、許可相当とする農業委員さん、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○石原会長

じゃあ、許可といたします。

その次へ参りまして、3ページへ参ります。

議案第6号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30-3、山本委員、説明願います。

○山本委員

それでは、21番山本が議案第6号、30-3番についてご説明いたします。

土地の所在地は、伊部中野261番地-1。登記地目は田、現況地目は雑種地、493㎡です。譲受人は、備前市伊部●●●●、●●●●さん、●●歳、会社員。譲渡人は、東京都調布市多摩川■■■■、■■■■さん、■■歳、公務員です。転用目的は自己住宅1棟を建てる予定です。123.12㎡です。農地区分は3種農地であり、周りは宅地で転用目的をすることでの意見もございません。

場所は地図の5ページをごらんください。

備前警察署の北側約二、三百mのところ当たるところです。ご審議の上、決議賜りますようお願いいたします。以上です。

○石原会長

それでは、事務局、補足説明を願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。先ほど山本委員が言ったとおり、現在耕作されておらず、現況は雑種地となっておりますので、本日配付いたしました資料の7ページのとおり始末書のほうを提出させております。

転用目的につきましては、先ほど山本推進委員から説明があったとおり、申請人の自己住宅ということでありますので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力についてですが、必要な資金については自己資金1,300万円、借入金1,500万円で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は一般住宅のため必要最小限の面積であり、適当であると考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、本件は一般住宅とするためのものであり、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えております。

以上であります。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30-3について、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

○草加委員

始末書が出ております。これを行ったのは、転用したのはいつごろの話なんでしょうね。この方、うちの東片上の町内の人なんですよ。

○石原会長

あっ、そうですか。

○草加委員

はい。あれで、今出張とか何かで、多分この住所になっとんじゃないかと思えます。

○石原会長

事務局か……。

○草加委員

それで、何かというたら、雑種地になっとるわけじゃから農地でないわけじゃから、その辺の税の取り方は間違いなくやっておられるんでしょうけども、ちょっとそういうことで聞けるもんかなと思いました。

○石原会長

じゃあ、答えを事務局お願いします。

○事務局

登記のほうの確認をしたんですけど、平成16年1月に雑種地ということで登記されております。以上でございます。

○草加委員

平成16年。

○石原会長

それで、雑種地として登記しとって、わざわざこの許認可案件へ出してきた理由はどういうことなんです、事務局。もう法務局で事が済むんじゃないかと思ったりもするんですけども。

○委員

農地じゃねかったら審議する必要ねえ。

○委員

登記地目は田。

○石原会長

雑種地じゃったら法務局へ行けば事が済むんじゃないけど、ここへ出してきたのはどうしてかというのを今僕が聞かせてもらよんです。

○事務局

申しわけありません。登記地目は田でございます。現況が雑種地でございます、平成19年8月に相続により取得したというふうになっております。

○石原会長

ちょっと補足を。

○事務局

済みません、ちょっと時期については私も聞いてはないんですけど、今登記のほうの確認をさせてもらったら、もともとはおやじさんだと思います、▲▲▲▲さんの所有であったものが平成19年8月11日、ですから本来ならここで発見してすべきところだったと思います。それがちょっと見逃されて、そのまま登記だけが相続によって、これは法務局のほうへ入れれば相続の場合通りますので、本人さんは多分ご存じでなかったんじゃないかなと。そういう中で、今回売却しようとしたら田んぼじゃということがわかって、その分を始末書をつけさせていただいて許可のほうをお願いしたいということで出ております。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○石原会長

なるほど。

○委員

もともと田んぼじゃったんですか。

○石原会長

そういう理由です、要は上げてこられたというのは。だから、ご審議の対象と考えます。そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○草加委員

相続のときに田になつとるのをそのまま気がつかないで相続してたということですね。

○石原会長

そうですね。それじゃあ、そういうことで始末書もついております。

じゃあ、この30-3の案件につきまして、ご判断願ひます。

許可相当としてよい委員さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

多数ですね。じゃあ、許可といたします。
30-4に参ります。
森本委員、説明願います。

○森本委員

それでは、10番森本が30-4について説明をさせていただきます。

土地の所在地、日生町寒河2175-2。登記地目、現況地目、畑、登記面積315㎡。譲受人、備前市日生町寒河●●●●、●●●●、●●歳、公務員。譲渡人、岡山市中区海吉■●●■、■●●■。転用目的、自己住宅、施設の概要、居宅1棟72.8㎡、農地区分2種。

地図6ページを見ていただけますか。

備前市日生町運動公園の北側になります。調達内訳が自己資金2,450万円。それと、敷地境界にコンクリートブロックにて擁壁を設置し、転用地からの土砂の流出、堆石、崩壊に対応します。雨水については、境界内部の排水路を設置し、隣接する一般水路に放流します。生活排水については、公共下水道に接続し、放流します。予定建築図は木造2階建てです。近傍農地は西隣にあるのみ、かつ転用目的は個人住宅につき日照、通風はほとんど影響ありません。ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局、補足説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地にあるため、第2種農地と判断いたします。

転用目的につきましては、先ほど森本委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅ということでありますので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請人は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は一般住宅のため必要最小限の面積であり、適当と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、一般住宅とするためのものであり、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、30-4につきまして、ご審議願います。
質問、ご意見頂戴いたします。
特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようですので、ご判断願います。
30-4につきまして、許可相当とする農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。したがいまして、許可ということになります。

○森安委員

ありがとうございました。

○石原会長

30-5に参りましょう。
中村委員、説明願います。

○中村委員

24番の中村が説明します。

土地所在地、三石552-4と552-5があります。登記地目、現況地目とも田であります。552-4のほうは28.00㎡、552-5、139㎡であります。譲受人、東京都港区芝浦●●●●、●●●●、●●歳、会社員であります。譲渡人、岡山県岡山市中区原尾島■■■■、■■■■であります。

転用目的は露天駐車場であります。駐車場1棟となっておりますが、建物を建てるかあれは全然まだ聞いておりません。というんが、東京へ●●●●さんは住んでおりますが、地図の7ページを見ていただいたらおわかりと思えますけど、●●▲▲さんの長男坊であります。家で奥さんと娘さんが母親の介護に当たっております。そのため家に入る道が物すごく狭くて車椅子とかそういうのがちょっと通りにくいということで、この田んぼの一部を道路に広げようということで、それと駐車場にということで本人に会って話を聞きました。それで、●●●●さんは東京のほうへおるんで設計事務所のほうに皆お任せしとるということですので、ご審議のほうよろしくお願ひします。

○石原会長

じゃあ事務局、補足説明願います。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど中村委員からご説明のあったとおり、申請人の露天駐車場ということでありますので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことがなく、必要な資金についても自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は露天駐車場のため必要最小限の面積であり、適当であると考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、露天駐車場とするためのものであり、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長

それじゃあ、30-5について、ご審議願います。
ご質問、ご意見頂戴いたします。
特段ありませんか。

○草加委員

地図の7ページと、きょう出てきました土地利用計画図面を見させていただいて、まことに

見にくいというか、理解に苦しんだんですけども、要は申請地については道路拡張と駐車場に使うということですかね。それで、今度建てられる計画のところとの間にはちょっと段差があるという解釈でいいんでしょうか、この図面によりますと。そうすると、この計画図の図面の大きさと地図の大きさがちょっと何かわかりにくいなということなんです。

○石原会長

じゃあ事務局、ちょっとわかりやすいように平たく説明願います。

○事務局

今回の申請は、隣の家を建てるところへ入る通路、道路ではございません。市道は図面のとおり東側へ通っておりまして、先ほどあったとおり車椅子等で出入りしたいために広い通路として使う予定でございます。もちろん駐車場としても置く予定でございます。

以上でございます。

○委員

そうか、ややこしいな。

○石原会長

今の答弁に対して草加さん、何かありますか。

○草加委員

この土地計画利用図の右側のほうにアスファルト舗装と書いてあるのは、ここは何なんですか。これは道路。

○事務局

済いません、私がおるときにちょっと相談がありまして、まずアスファルト舗装というのが、これが今7ページの右手にあります市道になります。

○草加委員

これが市道じゃね。

○事務局

はい。それで、上側の駐車場と書いてあるところ、点線がありますが、その部分がおおむね進入路というような格好で使われてくるということでございます。

○草加委員

ああ、なるほど。

○事務局

それで、7ページのほうの地図をごらんになっていただきましたら、■■■■さん、それから●●●●さんかな、それから今の建築地、この3つの建物があるんですけど、先ほども説明させていただいたように、民家に入るのに道が狭いということで広げてあげて、なおかつ今身体障害者の方もおられるということで進入路として広げたいと、その際にこちらのほうの駐車場もございませんので、前面のアスファルト舗装と書いてある左側のところに駐車場を設けさせていただくというようなことでございます。

以上でございます。

○草加委員

何となく、うろ覚えでわかりましたけど、これはもともと1つだったのをわざと分筆しとるということもあるんですか。そうではないんですか。二筆なとるな。

○石原会長
事務局。

○事務局
もともと1つの農地だったんですけど、平成30年4月18日に分筆しております。

○草加委員
やっぱりそうですね。1枚の土地をこういうふうに分けて、この小さい部分を道路として使用しようということで、それで合点しました。

○石原会長
そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長
ないようでしたら、ご判断願います。
30-5につきまして、許可相当とする農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長
全員ですね。許可といたします。
続きまして、4ページ、議案第7号農地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から諮問を求められております。
5ページから、その詳細が書いてございます。
何かお気づきのことがございましたら、ご意見、ご質問ください。
特別にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長
それじゃあ、ないようでしたら、これは承認案件ですので、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長
じゃあ、承認されました。
続きまして、報告案件です。
報告第4号農地法第3条の3の規定による届け出が出てございます。相続に伴う届け出でございませぬ。
1つは●●●●様の案件は次のページから8ページの上段までずっとございませぬ。それから、■■■■様ののは9ページにかけてです。それから最後、▲▲▲▲様ののが出てございませぬ。
ちょっとこれを見てお気づきになるかと思ひますけれども、担当の委員さん、恐らく佐山になるんですから今脇さんだと思ひますけれども、非常に介在田が多うございませぬ。なぜこのようなことになっているかを、もし何か情報をお知りでしたらご発言願えればと思ひます。

○今脇委員

届け出が28年1月2日になってるんですが、今この資料をもらって畠田の2つはちょっと私もわかりませんが、佐山青石、田がずっとありまして介在田ですが、どうも田ではないようなところもあるように見受けました。それについては、市のほうの税務課さんなりにちょっと確認していただかないとわかりません。そういうのが現状です。

以上です。

○石原会長

ありがとうございます。

市のほうは、この介在田についてどういうことを把握していますか。何か今の今脇さんの発言を受けて。

○事務局

済みません、今、農家台帳のほうをちょっと確認しましたら5条の賃貸借権の設定をされておるということだけしかちょっと今手持ちの資料にはないので、こちらのほうでもう一度再確認をして適正に始末書等をとらせていただくなり、現況確認して、なおかつ所有者のほうの確認をして、適正な処置を農業委員さんと協力しながらさせていただければと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○石原会長

今の答弁で今脇さん、納得ですか。

○今脇委員

はい、わかりました。

○石原会長

ということで、この介在田の扱いは事務局も言うてくださいましたように対応していただけるということですので、よろしく願いいたします。

そのほか■■■■様の案件、それから▲▲▲▲様の案件については問題ございませんか。

穂浪の担当地区の農業委員さん、淵本さんになるのかな。これは、今後はあつせん希望なしなんですけれども、どのようなことになるんでしょうか。

○淵本委員

今回、これははっきりしたことは調べておりません。

○石原会長

というのは、これは現況がどんな状況であるか、あるいはどのようにこの田畑が利用されていくのかということも現在ではわからないと、淵本さん。調べていただけますか。

○淵本委員

はい。

○石原会長

きょう、答弁できないようでしたら、また調べていただければと思います。

○淵本委員

地図を見て調べてどういうことになっとるか確認します。

○石原会長

お願いいたします。

それから、福田の案件もあっせん希望なしじゃけど、これは森安かんなさん、わかりますか、この番地、位置は。香登にお住まいの方、●●●●から福田から出た方なんでしょうね。余り広いところじゃなくて。

○委員

25年ほど前の話じゃな、平成5年じゃから。

○石原会長

ああ、そうですね。

○森安委員

どの辺の話なのかちょっと……。

○石原会長

わかりませんね。

○森安委員

よくわからないので、また……。

○石原会長

またそれも調べておいてみてください。

○森安委員

はい。

○事務局

済いません。

○石原会長

わかります。

○事務局

■●■■■さんの件なんですけど、今ちょっと相続の届け出が出た際の取得した権利の種類及び内容につきましては、現在母が耕作または管理しており、貸す予定はありませんということであっせん希望はないということを出しております。それから、みずから管理等をしますので農業委員会のあっせんを希望しませんということで、うちのほうは書類上はいただいております。

以上でございます。

○石原会長

そうらしいです、淵本さん。

○淵本委員

どこかはっきりとわからんのです。

○石原会長

福田の案件は、そっち情報はないんですね事務局。

○事務局

はい。取得については自己で管理いたしますということで出ております。

○石原会長

自己管理する。

○事務局

はい。

○石原会長

一応聞いてみてください、自己管理だそうですけども。

ということで、報告第4号は終了であります。

報告第5号に参ります。

利用権設定の合意解約が出ております。

吉永町神根本です。●●●●さんと■■■■さん、これは先ほどのですよね、案件で。●●

●●さんは本年度はおつくりになられるということでございました。

そして、最後のページ、11ページ、利用目的の変更届が出てございます。これは協議事項ですので、ご協議願えればと思います。蕃山の案件、現況、登記地目ともに田でございまして、田を畑に変更する予定があるという案件であります。

何かご意見がございましたらよろしく願いいたします。

藤森さん、何か言葉を添えることはあります、この案件に関して。

○藤森委員

実は、現在も一応田ですけど、畑としてつくって、問題は田んぼということになれば水の管理とかそういう絡みで……。

○石原会長

水利費とか。

○藤森委員

僕からすりゃひきょうなんか何かわからん、実際この▲▲▲▲さんという人は田んぼは◆◆◆◆さんがほとんどつくっているところなんで、ここだけは畑としてずっとやっ取るようです。この▲▲▲▲さんという人は、ずっと出てまして退職されて今こちらへ帰ってきて、今まだ現在勤めをしまして田んぼとしては利用しづらいということで畑としてつくっているの、その上、田んぼになれば池の管理から水路の管理からということで畑にしてしまおうと、地目を変えてしまおうということのようです。はい、そういうことです。

○石原会長

はい、わかりました。

そういう事情を含んだ地目変更であるということをお含みおきください。ということで、この案件はいいですかね。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

ありがとうございます。

以上をもちましてきょうの議事は終了いたしました。

- 6. 閉 会
- 7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員	備前市農業委員会委員	8番	三浦 仁志	委員
	備前市農業委員会委員	9番	藤澤健太郎	委員